

感染が疑われる場合等の対応マニュアル

本マニュアルは、新型コロナウイルス対策行動計画の「感染が疑われる場合の対応」、「新型コロナウイルス検査を受ける場合の対応」、「感染した場合の対応」及び「同居者が感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

1 感染が疑われる場合等の対応

(1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する学内相談窓口は下記のとおりです。
電話、FAX 又はメール（以下「電話等」という。）で連絡してください。

○滝沢キャンパス 健康サポートセンター

電話 019-694-2030 メール tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp FAX 019-694-2031

○宮古キャンパス 宮古事務局（保健室）

電話 0193-64-2230 メール myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp FAX 0193-64-2234

(2) 発熱などの風邪症状がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状がみられた場合は、登校や出勤はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。かかりつけ医等を受診する場合は、事前に電話にて相談してください。どの医療機関を受診したらよいかわからない場合や夜間休日の場合は、受診・相談センターへ電話で相談してください。

○受診・相談センター

電話 019-651-3175 受付時間 24 時間全日（土日祝含む）

また、登校・出勤の目安は、日本産業衛生学会の「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」に準拠して、次のとおりとします。

登校・出勤の目安は、次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している。
- 2) 解熱後に少なくとも 72 時間が経過しており (a)、発熱以外の症状 (b) が改善傾向である。
 - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 - (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

やむを得ない事由により上記期間に登校又は出勤せざるを得ない場合は、できる限り新型コロナウイルスの検査を受けること。

新型コロナウイルスの検査ができない場合は、(上記(a)状態で) 発熱や風邪様症状の消失から少なくとも 72 時間が経過していること。

(3) 感染が疑われる場合の対応

相談の目安に該当する場合は、滝沢キャンパスは健康サポートセンター、宮古キャンパスは宮古事務局(保健室)（以下「健康サポートセンター等」という）へ報告してください。

相談の目安

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合

症状が 4 日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。

<厚生労働省>
相談目安の詳細はこちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

なお、教職員が、上記目安に該当する学生を把握した場合は、学生に対し、相談センターに相談するよう指導したうえで、健康サポートセンターに学生氏名、連絡先（携帯電話等）を電話（平日日中）又はメールで連絡してください。

(4) 保健所等から濃厚接触者と連絡があった場合の対応

保健所等から濃厚接触者であると連絡があった場合は、速やかに電話で報告してください。平日日中は健康サポートセンター等、夜間休日は、本学守衛室に連絡してください。

また、感染予防や健康観察に努めて自宅待機する等、保健所等の指示に従ってください。

(5) 接触者確認アプリ「COCOA」で接触確認の通知が来た場合の対応

接触者確認アプリ「COCOA」で接触確認の通知が来た場合は、相談センター等へ連絡し、速やかに相談結果を健康サポートセンター等に電話（平日日中）又はメール等で報告してください。

また、感染予防や健康観察に努めて自宅待機する等、保健所等の指示に従ってください。

(6) 新型コロナウイルスに関するQ&A

厚生労働省は、熱や咳が出た場合の相談などに対する解説を取りまとめたQ&Aを公開しています。

Q&Aこちら



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

2 新型コロナウイルス検査を受ける場合の対応

(1) 新型コロナウイルス検査を受ける場合及び検査結果の報告

新型コロナウイルス検査を受ける場合及び検査の結果は、下記のとおり報告してください。

(ア) 報告方法

平日日中は健康サポートセンター等、夜間休日は本学守衛室（代）019-694-2000へ速やかに電話で連絡してください。夜間休日の場合、感染者の連絡先へ担当者から折り返し連絡する場合があります。

(イ) 報告内容

- ・ 氏名、学部、学年、学籍番号、現在の連絡先
- ・ 判定日、検査日（受診医療機関名）、入院の有無（期間、医療機関名）
- ・ 新型コロナウイルス検査を受けるまでの経緯
- ・ 症状の有無（発症からの症状の経過）
- ・ 行動確認（濃厚接触者、学内登校出勤の有無等）

(2) 新型コロナウイルス検査「陰性」の場合の対応

陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、「登校・出勤の目安」に準じ、自宅療養に努めるようにしてください。

但し、陰性の判定結果かつ、他の症状より新型コロナウイルス感染症が否定された場合には、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している場合は、登校及び出勤することができます。

3 感染した場合等の対応

(1) 新型コロナウイルス検査「陽性」の場合の対応

新型コロナウイルス検査で「陽性」で感染が確認された以降は、保健所等の指示に従って行動するようにしてください。

また、感染状況把握のため、保健所等の指示内容及び入院等の療養状況について、健康サポートセンター等に、随時連絡してください。

(2) 登校・出勤の事前報告

入院や宿泊療養、自宅療養、自宅待機等を経て、登校・出勤しようとする場合は、前日までに健康サポートセンター等に電話等で連絡してください。

4 家族等が感染した場合等の対応

(1) 同居している家族等に発熱等の症状がある場合

同居している家族等に発熱等症状がある場合は、マスクの着用等の家庭内での感染予防に努めて健康管理に十分注意してください。

(2) 同居している家族等が濃厚接触者等で自宅待機となった場合

同居している家族等が濃厚接触者等となった場合は、健康サポートセンター等に電話又はメールで連絡してください。同居している家族等が自宅待機する期間は、登校や出勤はできません。

(3) 同居している家族等が、新型コロナウイルス検査を受ける場合

同居している家族等が新型コロナウイルス検査を受ける場合は、健康サポートセンター等に電話又はメールで連絡してください。

検査を受ける連絡があった日から検査の結果が判明するまでの期間は、登校や出勤はできません。検査結果判明後の対応については、保健所等の指示に従ってください。

(4) 同居している家族等が感染した場合

同居している家族等の感染が判明した場合は、平日日中は健康サポートセンター等、夜間休日は本学守衛室へ、速やかに電話で連絡してください。

感染した家族等と最後に接触した日から起算して 14 日間は登校・出勤はできません。自身の健康管理に十分注意して自宅待機する等、保健所等の指示に従ってください。

また、症状が出現した場合は、速やかに保健所等に連絡するようにしてください。

添付資料 健康記録票（自宅療養者用）

《問合せ窓口》

学生・教職員：

滝沢キャンパス 健康サポートセンター

電話 019-694-2030

Mail tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp

宮古キャンパス 保健室

電話 0193-64-2230

Mail myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp